

## 【賃貸住宅修繕工事等指定業者募集要領】

岐阜県住宅供給公社が管理する公社賃貸住宅、県営住宅及び県職員・教職員宿舎にかかる修繕工事及び保守等の業務（以下「修繕工事等」という。）について、地区毎に担当する業者（以下「指定業者」という。）の指定を希望される者の手続きは以下のとおりです。

<b>受付期間</b>	令和8年2月2日（月）から令和8年2月20日（金）まで ※ 受付時間は午前9時から午後4時までです。 ※ 土・日曜日・祝祭日は除きます。
<b>提出書類</b>	賃貸住宅修繕工事等指定業者申込書（別紙）
<b>提出方法</b>	郵送 又は 公社窓口までご持参下さい。
<b>提出先</b>	岐阜県住宅供給公社 管理部技術グループ（☎0584-81-8504） 〒503-0807 大垣市今宿6丁目52番地18 ワークショップ24 6階 担当：山下まで提出願います。

- 1 指定業者に発注できる修繕工事等の額は、1件50万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）です。  
また、公社が発注する50万円以上の修繕工事等の入札にも参加が可能となります。（完工高等により参加できない場合もあります。）
- 2 担当地区毎に募集する修繕工事等の業種と指定業者の数は、別表のとおりです。  
なお、申込みができるのは、原則として1業者につき1地区1業種です。  
ただし、テレビ共同受信設備・戸締設備及び鍵・汚水処理設備・ガス設備は除きます。
- 3 指定業者の指定を希望する者は、次の要件の全てに該当していることが必要です。
  - (1) 修繕工事等について、迅速かつ的確に実施できる技術水準（建築・電気設備・給排水設備工事の指定業者については、従事技術者を3名以上有することを基本とします。）を有していること。
  - (2) 台風、地震、火災、事故等の緊急時に迅速に対応ができる体制を備えていること。
  - (3) 入居者に対して適切かつ円滑な措置を取ることができるとともに、公社の管理業務に協力的であること。
  - (4) 「岐阜県建設工事入札参加資格者名簿」又は、「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されていること。（ただし、汚水処理設備工事については、「岐阜県建設工事入札参加資格者名簿」又は「岐阜県浄化槽保守点検業資格者名簿」に登載されていること。）
  - (5) 県内に本店を有し、営業実績が10年以上のこと。（ただし、公社が区分所有権を有する建物等に関して、管理組合が建物等の管理を委託する者で、当該業務につき適切且つ円滑な施工が認められる者又は特定の役務の調達が必要と認められる者を除く。）
  - (6) 指定業者として選定されることにより公社の信用を損なうおそれのないこと。
  - (7) 県税等の未納がないこと。
  - (8) 公営住宅または民間賃貸住宅等、共同住宅の管理（メンテナンス）、若しくは経営に関する実績を有していること。
  - (9) 公社が管理する賃貸住宅の担当地区のいずれの住宅にも、30分程度で到着できる位置に業者の事務所等を有していること。
- 4 指定業者の契約期間は、選定された年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。ただし、指定の取り消しをされた場合を除くほか、契約期間満了日の1ヶ月前までに、何れか一方より別段の意思表示がないときは、自動更新をするものとし、更新の回数は、2回を限度とします。
- 5 応募した業者の数が「別表」の数より多い場合は、審査の上選定します。
- 6 指定業者の選定結果については令和8年3月中旬頃に文書で通知します。
- 7 指定業者が次の各号の一に該当するときは、指定の取り消しをします。
  - (1) 虚偽の申請により、指定業者の指定を受けたとき。
  - (2) 指定の要件等を満たしていないことが明らかになったとき。
  - (3) 営業の廃止または休止をしたとき。
  - (4) その他、指定業者としてふさわしくないと公社が認めたとき。